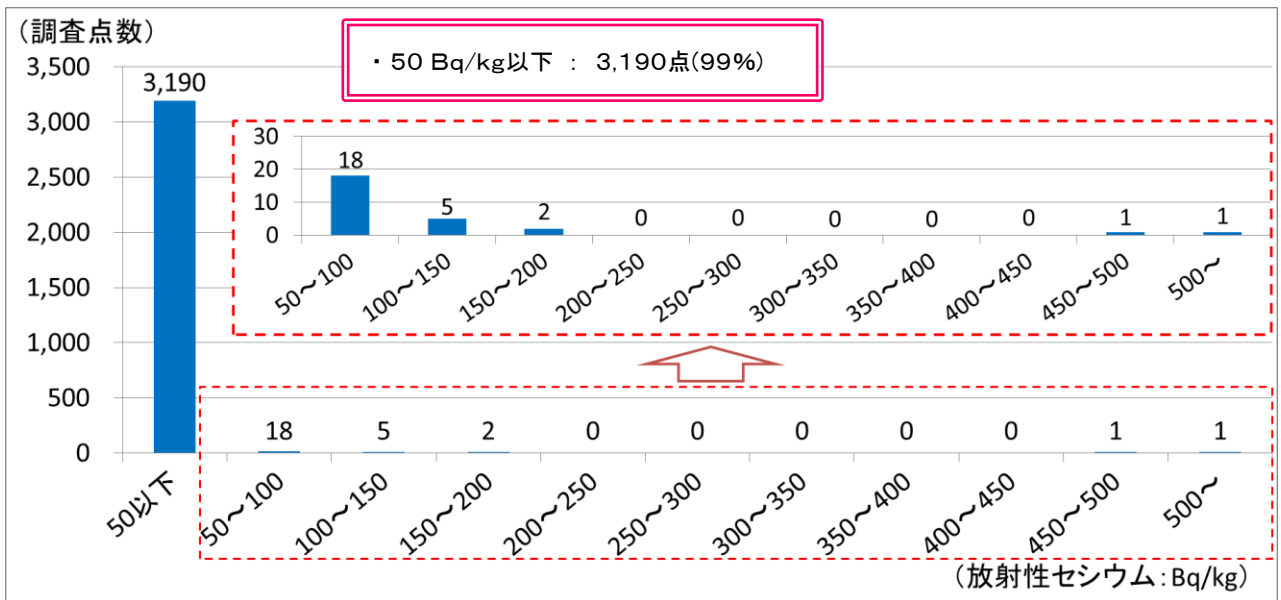


米の放射性物質調査の結果について

- 17都県における米の放射性物質調査（本調査）の結果、福島県福島市の1点を除き、暫定規制値以下。99% (3,190点) が50 Bq/kg以下。
- 福島県においては、本調査の調査点数の98% (1,255点) が50 Bq/kg以下、90% (1,154点) が20 Bq/kg未満。

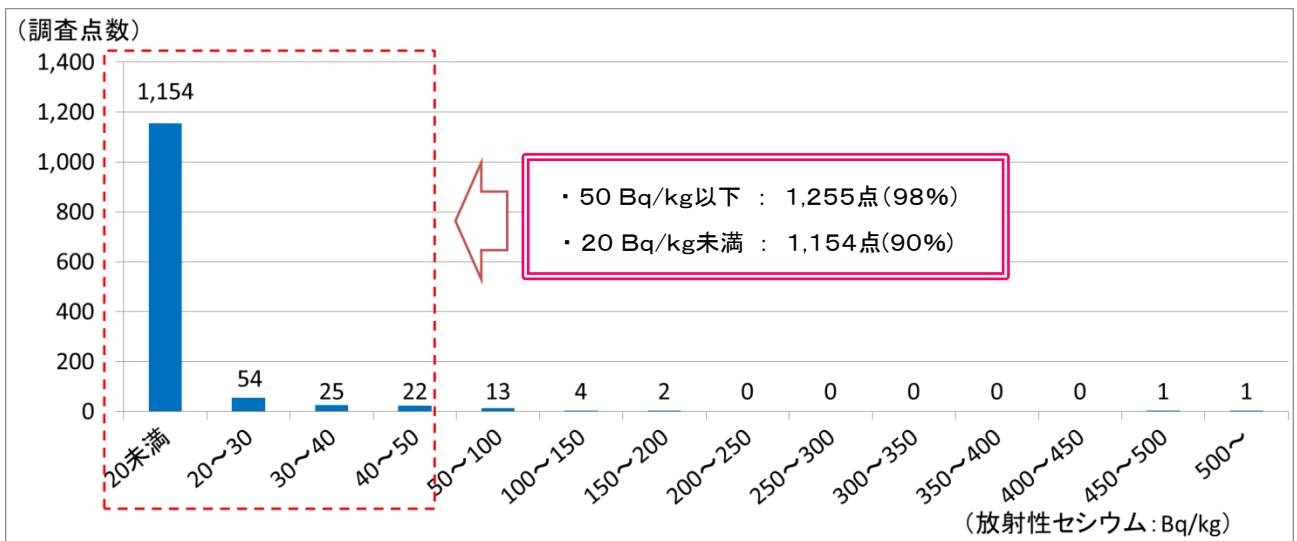
○ 17都県における米検査(本調査)の結果 (調査点数 : 3,217点)



(注1) 「50~100」は、50 Bq/kg超100 Bq/kg以下。他も同じ。

(注2) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県 のデータである。また、本調査終了後に実施した福島市大波地区（旧小国村）の調査結果1点を含む。以下同じ。

○ 福島県における米検査(本調査)の結果 (調査点数 : 1,276点)



(注3) 「50~100」は、50 Bq/kg超100 Bq/kg以下。「20~30」を除いて他も同じ（「20~30」のみ20 Bq/kg以上30 Bq/kg以下）。

(注4) 福島県においては、本調査終了後、福島市大波地区（旧小国村）で暫定規制値を超える米が検出されたことを受けて、別途、緊急調査を実施中。

用途ごとに遵守すべき放射性セシウムの規制値等

| 用 途 | 規制値等 | 根拠規定と位置付け |
|------------------|----------------------|---|
| 食品（穀類、 その他） | 500 Bq/kg | 食品衛生法に基づく暫定規制値 |
| 肥料・土壌改良 資材・培土 | 400 Bq/kg (製品重量) | 「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づく暫定許容値 |
| 家畜用飼料 | 300 Bq/kg (製品重量) | |
| 養殖魚用飼料 | 100 Bq/kg (製品重量) | |
| きのこ菌床用 培地 | 150 Bq/kg (製品乾重量) | 「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号、農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、林野庁林政部木材産業課長連名通知）に基づく当面の指標値 |

精米情報シート(参考様式:記載用)

17都県で生産された23年産米を用いた米ぬかを販売する際には、この様式を参考に、原料玄米に係る情報を伝達して下さい。

※ 記入に当たっては、記入要領をご覧下さい。

| |
|--------|
| 精米業者名: |
| 住 所: |

| 精米年月日 | 〇〇年〇月〇日 | | | |
|-------------------------------------|---------|----------------------|----------------------------|--|
| 原料玄米の産地と使用割合 (以下の欄に記入) | | | | |
| 年産 | 県名 | JA名又は市町村名 (旧市町村名) | 玄米の放射性物質調査結果 (単位:Bq/Kg) | 玄米の使用量(単位を統一) 又は 玄米の使用割合(0~1の数字) |
| 産地① (17都県以外の玄米) | | | | |
| | | | | |
| 産地② (17都県のうち、放射性セシウムが定量されていない地域の玄米) | | | | |
| 23 | | | | |
| 22 | | | | |
| 産地③ (17都県のうち、放射性セシウムが定量された地域の玄米) | | | | |
| 23 | | | | |
| 22 | | | | |

使用量又は使用割合の合計

| |
|--|
| |
|--|

(注1) 「玄米の使用量」の単位は、「t、kg、袋」等で記載可能ですが、用いる単位は統一して下さい。

(注2) 「玄米の使用割合」は、(当該玄米の使用量)÷(玄米の使用量の合計)で算出します。
0から1までの範囲の数値を記入し、使用割合の合計が「1」となることを確認して下さい。

(注3) 福島県における米の放射性物質緊急調査の対象区域を含む市町村で生産された玄米を使用した場合、当該対象地域の緊急調査が終わるまでの間は、加工係数を用いた推計値によらず、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定する必要があります。ご注意下さい。

精米情報シート(記入要領)

精米情報シートの作成に当たっては、以下の点に留意の上、情報を記入して下さい。

- 1 玄米の放射性物質調査の対象となった17都県産の玄米を使用しましたか？
 - (1) 使用していない → このシートの作成は不要です。
17都県産の玄米の使用していない旨を販売先に伝達して下さい。
 - (2) 使用した → このシートを参考に、使用した玄米の情報を伝達して下さい。

- 2 米ぬかは何日に一度出荷していますか？
 - (1) 米ぬかを毎日出荷している場合 → 1日分の情報を伝達して下さい。
 - (2) 米ぬかを2日に一度出荷している場合 → 2日分の情報を伝達して下さい。
※ (2)の場合、精米年月日は2日分記入して下さい。

- 3 玄米の放射性物質調査(本調査)で、放射性セシウムが定量された地域の玄米(23年産米)を使用しましたか？(玄米の具体的な産地が不明な場合は、納入した集荷業者等に確認しましょう。)
 - (1) 使用していない → 産地①欄、産地②欄に該当する情報を記入して下さい。
(区分困難な場合は、一括して産地②欄に記載も可)
 - (2) 使用した → 産地①欄、産地②欄、産地③欄に該当する情報を記入して下さい。
※ 福島県における米の放射性物質緊急調査の対象区域で生産された玄米を使用した場合、当該対象地域の緊急調査が終わるまでの間は、加工係数を用いた推計値によらず、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定する必要があります。ご注意下さい。

- 4 【産地①②欄:データの記入】
 - (1) 該当する玄米の使用量又は使用割合を記入して下さい。
 - (2) 玄米の使用量の単位は、「t、kg、袋」等で記載可能ですが、用いる単位は統一して下さい。
 - (3) 玄米の使用割合は、合計を1として、各々の使用割合を0から1までの範囲の数値で記入して下さい。

- 5 【産地③欄:データの記入】
 - (1) 該当する玄米が生産された県名、市町村名又はJA名を記入して下さい。
※ 旧市町村名まで分かる場合は、記入して下さい。
 - (2) 該当する玄米の放射性物質調査結果(単位:Bq/kg)を記入して下さい。
※ 22年産の玄米の場合は空欄として下さい。
 - (3) 該当する玄米の使用量について、単位を統一して記入して下さい。
※ 異なる単位(例:t、kg、袋など)が混在しないよう注意して下さい。
 - (4) 複数の地域の玄米を使用した場合は、適宜欄を追加して記入下さい。

注: 情報伝達による米ぬかの利用の判断に当たっての注意事項

- (1) 加工係数を用いて米ぬかの放射性セシウム濃度を推計する場合は、次のように算出します。
- (2) 米ぬかの放射性セシウム濃度の推計値は、使用した各々の玄米について、(当該玄米の放射性物質調査結果(Bq/kg))×(当該玄米の使用割合)×(加工係数8)で得られた放射性セシウム濃度を合計して算出します。
※ 各々の玄米の使用割合が不明な場合には、使用した玄米の中で最も高い放射性物質調査結果に、米ぬかの加工係数を乗じることにより算出します。ご注意下さい。

なお、放射性セシウム134及び同137が各都県が設定した定量下限値未満であった場合、23年産玄米の放射性セシウム濃度(合計)は、以下の①から③を踏まえ、「定量下限値の1/2+定量下限値の1/2」として算出します。

- ① 福島県における本調査の結果、調査点数の90%の地点で、玄米の放射性セシウム濃度が合計で20 Bq/kg未満であったこと
- ② 精米施設では、一般に複数の産地の玄米を精米して発生した米ぬかがまとめて出荷されること
- ③ 米ぬかの飼料利用の大半を占める配合飼料について、全国の原料使用量のうち、米ぬかの使用割合は平均で0.2%、脱脂ぬかの使用割合は平均で0.6%と僅かであること

また、放射性セシウム134と同137のいずれか片方が定量下限値未満であった23年産玄米の放射性セシウム濃度(合計)は、「定量された測定値+定量下限値」として算出します。

17都県以外の玄米及び17都県の22年産玄米の放射性セシウム濃度は、0として算出します。



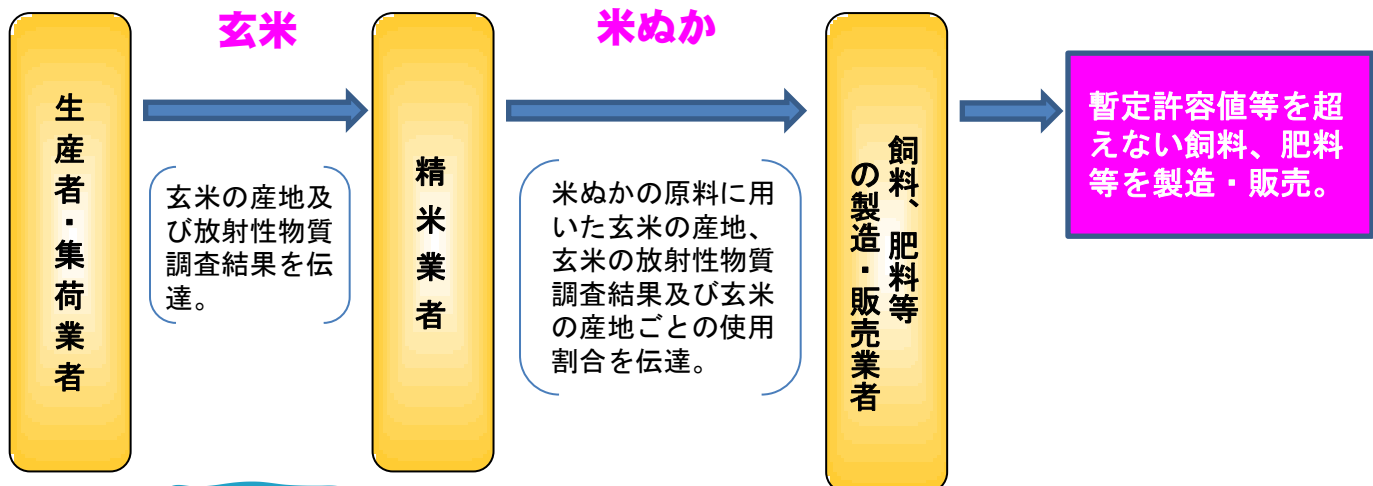
23年産の米ぬかの安全確保の取組について

- ◆ 米ぬかは、玄米よりも放射性セシウム濃度が高い傾向にあります。
- ◆ このため、流通の各段階で玄米の調査結果等を販売先に伝達するとともに、米ぬかを用いた飼料、肥料等が暫定許容値を超えないように、安全確保の取組をお願いします。

- 1 玄米と米ぬかの放射性セシウム濃度の比率(加工係数)は「8」です。これにより、**米ぬかの放射性セシウム濃度は、次のように推計**できます。

$$\begin{aligned} \text{玄米の放射性物質調査結果} \times \text{加工係数 (8)} \\ = \text{米ぬかの放射性セシウム濃度(推計値)} \end{aligned}$$

- 2 集荷業者や精米業者等においては、**使用した玄米の放射性物質調査結果等の情報**を米ぬかの販売先に**伝達**するとともに、飼料、肥料等の製造業者においては、その情報に基づき、**米ぬかを用いた製品が暫定許容値を超えないように、工程管理の取組**をお願いします。



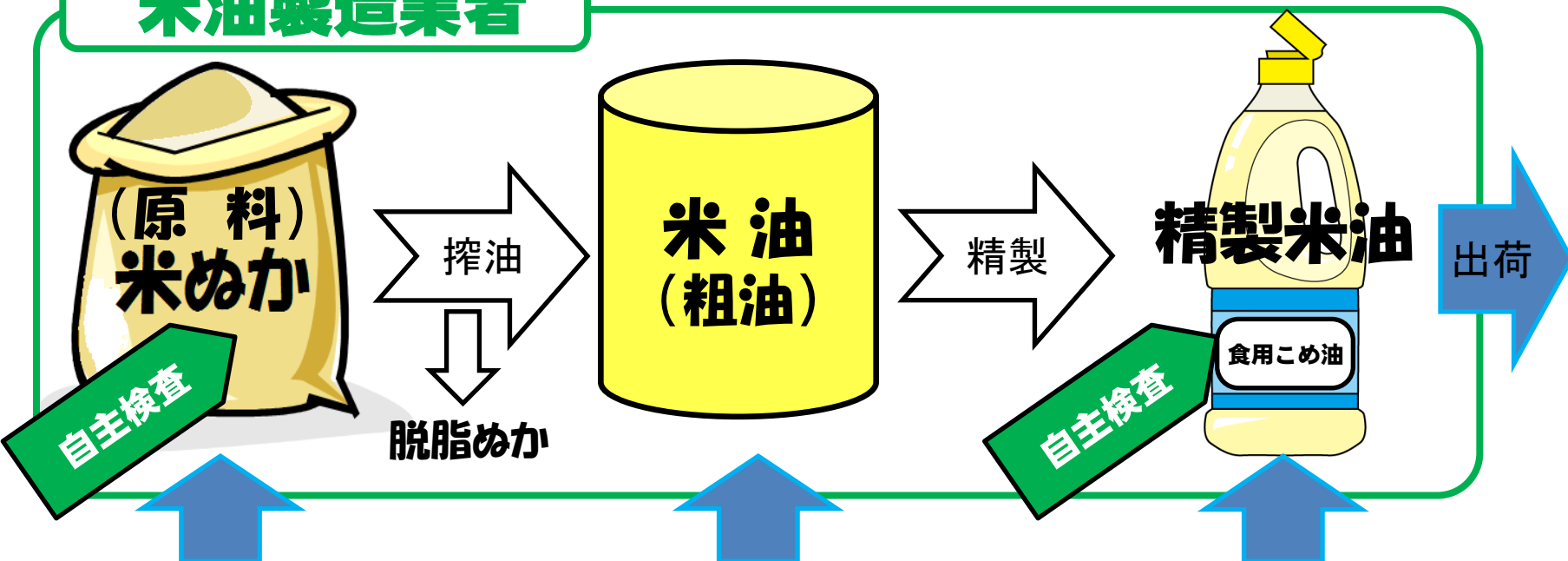
【お問合せ先】

農林水産省生産局農産部穀物課
〇〇農政局生産部生産振興課

TEL〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
TEL〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

安全な米油をお届けしています

米油製造業者



米油の原料の米ぬかは、食品衛生法の基準をクリアしたもののみを使用

検出下限値を4 Bq/kgとして試験を行った結果、米油には放射性セシウムは検出されなかった

さらに、精製により油の純度を向上

〔元来、米油(粗油)に、カリウム、ナトリウム、セシウム等はほとんど含まれていない。〕